



支えてくれる人がいる。
支えてくれる街がある。

「地元で働きたい…」

そんな想いを、
新潟県は支えます。

新潟県では、県内にUターン転職した方の**奨学金等の返還**を支援します。

※支援対象者の募集は令和8年度をもって終了します。支援対象者の認定の申請期限は令和9年2月末です。

30歳未満の方を対象に

最大**120**万円を支援
します!

お知らせ

令和9年度から、従業員の奨学金返還を支援する中小企業等に対する支援制度を開始します。
Uターン転職した方以外にも、対象を拡大する予定です。



支援対象者要件

本県出身

新潟県内の下記のいずれかを卒業

- 高等学校
- 中等教育学校後期課程
- 特別支援学校高等部
- 専修学校高等課程又は高等専門学校

学歴

下記のいずれかを卒業

- 専修学校（専門課程）
- 高等専門学校
- 短期大学
- 大学 ● 大学院

県外での就業期間

大学等卒業後、
通算1年以上

年齢

転入した日の年齢が
30歳未満

就業

申請時において就業（次のいずれかに該当）

- 県内に本社を有する会社等に雇用されている方（※）
- 県内の個人事業者に雇用されている方（※）
- 県外に本社を有する会社等の県内の事業所等に、県内での勤務を条件に雇用されている方（※）
- 県内で個人事業（農業、漁業など）を営む方又はその事業専従者
- 県内に本社を有する会社等を設立・経営した方

※雇用期間1年以上の見込みがあり、かつ、フルタイム勤務

奨学金の返還

大学等に在学中に
修学のために貸与を受けた
次の奨学金等を返還していること

- 日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種）
- 新潟県奨学金
- 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）
- 生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

■ 支援対象者の認定を受けるためには、県内転入後6か月以内、かつ、令和9年2月末までに申請が必要です。

助成期間及び助成額

助成期間

県内に転入し就業した日の
属する年度の翌年度から

最長6年間

助成額

- 交付申請年度の前年度において返還した奨学金等の額（利息を除く）
※年間20万円が上限となります。
- 助成総額の上限 120万円
※県内に転入・就業した日の属する年度の前年度末の奨学金等の残額の1/2が上限となります。

（注）県の支援対象となる奨学金等の返還に対し、市町村、勤務先等又はその両方から補助金等が交付されている場合は助成金が交付されない又は減額される場合があります。

申請方法

「にいがた暮らし」HPトップページの奨学金返還支援事業バナーをクリック。申請書様式をダウンロードできます。



申請書提出先

新潟県 産業労働部
しごと定住促進課
〒950-8570
新潟市中央区新光町4番地1

にいがた暮らし

検索

「にいがた暮らし・しごと支援センター」は、新潟県にU・Iターンしたいあなたを応援します！

- 希望に沿った新潟県内の求人案件を紹介します！
- エージェントがU・Iターン就職を個別にサポートします！
- 生活環境などの暮らしに関する相談もワンストップで対応します！

ご利用の流れ

1 ご登録

登録は最短1分で完了します。
ご登録はこちらから▼



にいがた **くらしごと** センター

2 ご連絡

どのようなサポートをご希望かメールで確認させていただきます。



3 サポート開始

個人個人のニーズに合わせた情報提供や各種支援を開始します。



銀座オフィス

〒104-0061 東京都中央区銀座5-6-7 銀座・新潟情報館 THE NIIGATA 地下1階
【開設時間】10:30～19:30 【休業日】火曜日・祝日・年末年始
【TEL】03-6281-9256

有楽町オフィス

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8F
公益社団法人ふるさと帰帰・移住交流推進機構内
【開設時間】10:00～18:00 【休業日】月曜日・祝日・お盆・年末年始
【TEL】090-1657-7263(相談員直通)